

多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 心身の発達に支援を必要とする児童の健全な発達に関し、地域における中核的な役割を担う機関として、当該児童に児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援その他の必要な支援を提供するとともに、当該児童の家族、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行い、もって当該児童の福祉の向上を図るため、多治見市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 多治見市児童発達支援センター
- （2） 位置 多治見市脇之島町7丁目59番地の13

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 児童発達支援事業（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- （2） 保育所等訪問支援事業（法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- （3） 障害児相談支援事業（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- （4） 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受けていない障がい児等（第6条第1号に規定する障がい児等をいう。）の保護者に対する相談及び専門的な助言に関すること。
- （5） センターの維持管理に関すること。
- （6） 第1条に規定する設置目的のために必要な事業を行うこと。

(7) その他市長が必要と認める事業に関すること。

(開所時間等)

第5条 センターの開所時間及び休業日並びに前条（第6号を除く。）に定める事業（以下「事業」という。）の利用時間及び休業日は、規則で定める。

(利用対象者)

第6条 事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。

(1) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業 市内に住所を有する法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）並びに障害児の疑いのある児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）のうち乳児（同項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。）及び幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）であるもの並びに発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児の疑いのある児童のうち乳児及び幼児であるもの（以下「障がい児等」と総称する。）

(2) 障害児相談支援事業 次のア及びイに掲げる者

ア 障害児支援利用援助 市内に住所を有する障害児又はその保護者

イ 継続障害児支援利用援助 市内に住所を有する法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者

(3) 第4条第1項第4号に掲げる事業 市内に住所を有する障がい児等であって、その保護者が通所給付決定を受けていないもの及び当該障がい児等の保護者

(利用定員)

第7条 児童発達支援事業の利用定員は、50人とする。

2 前項に定めるもの以外の事業は、利用定員を定めない。

(利用の手続き)

第8条 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業又は障害児相談支援事業を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該利用しようとする者は、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証を提示し、市と契約するものとする。

(利用者負担)

第9条 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を利用している障がい児等（以

下「通所児」という。)の保護者は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額及び同条第1項に規定する通所特定費用(以下「利用者負担額等」という。)を負担しなければならない。

2 市長は、給食費、事業の提供に要する材料費その他の利用者に負担させることが適当と認められる費用について、その実費に相当する額を徴収するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、市による通所給付決定を受けている保護者は、利用者負担額等の負担を要しないものとする。

4 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用負担額等を減免することができる。

(利用の停止等)

第10条 市長は、通所児が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の停止を命ずることができる。

(1) 伝染性疾患のため感染のおそれがあるとき。

(2) 指定管理者が行う指導上又は管理上の指示に従わないとき。

(3) 事業の利用の継続が困難と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(利用の中止の届出)

第11条 通所児の保護者は、当該通所児に係る事業の利用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は重大な過失によりセンターを毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 多治見市発達支援センターの設置及び管理に関する条例(平成6年条例第2号)は、廃止する。

3 施行日前にこの条例による廃止前の多治見市発達支援センターの設置及び管理に

関する条例の規定によりされた処分、契約、届出その他の行為は、この条例の規定によりされた処分、契約、届出その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。